

告 示

埼玉県告示第六百八十九号

平成二十六年埼玉県告示第千三百六十五号で公示した公共測量は、平成二十七年二月二十四日終了した旨測量計画機関である嵐山町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上田清司